

2026 年度「S B I R 推進プログラム」(連結型)に係る公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 3 月 16 日(月)～2026 年 4 月 3 日(金) 正午まで

以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXgoMAH?wfid=a0XJ2000006hVaWMAU>

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法(持参、郵送、FAX 又は E-mail 等)による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由(例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等)により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

※通信トラフィック状況等により、申請に時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

2026 年 3 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部 SBIR 推進プログラム事務局

目次

1. 件名：2026 年度「S B I R推進プログラム」（連結型）	4
2. 事業の概要	4
(1) 背景	4
(2) 目的	4
(3) 事業の内容.....	4
(4) 事業期間	5
(5) 事業スキーム図	6
(6) 交付規程、実施体制について	6
(7) 本事業の補助対象費用について	7
3. 応募要件	7
(1) 対象事業者の要件.....	7
(2) 対象となる研究開発課題.....	8
(3) 補助対象費用	9
(4) 補助率、事業形態及び補助金の額	10
(5) 実施要件	10
4. 応募方法	10
(1) 提出期限及び提出方法	10
(2) 提案に必要な書類等の作成	13
5. 採択先の選定.....	14
(1) 審査の方法.....	14
(2) 採択審査委員会（事前審査）の審査基準	14
(3) 契約・交付審査委員会（本審査）の審査基準.....	15
(4) 採択先の公表及び通知	15
(5) スケジュール	16
(6) 採択後の手続きについて.....	16
6. 公募説明会の開催	16
7. 重要事項・留意事項.....	16
8. 対象費用の詳細	17
(1) I. 機械装置等費.....	17
(2) II. 労務費.....	17
(3) III. その他経費	17
(4) IV. 間接経費	18
(5) V. 共同研究費	18
9. 費用計上における留意事項.....	19
(1) 経費計上の留意事項	19
(2) 補助事業の事務処理について	20
(3) 補助金の支払いに関する留意事項	20
10. その他	21
(1) 補助期間中のイベント、アンケート・資料提出対応等について.....	21
(2) 提案実績・採択実績の利用	21

(3) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱いについて	21
(4) S B I R制度による支援措置について	21
(5) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	21
(6) N E D O公式 S N S について	22
(7) N E D O事業に関する業務改善アンケートについて	22
1 1. 問い合わせ	22
【別紙】重要事項・留意事項	23
◆応募にあたっての留意事項	23
(1) 提出書類の留意事項	23
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	23
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	23
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応	25
(5) E B P M に関する取組への協力について	25
(6) 提出書類の情報の取り扱い	26
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	26
(1) 事業運営	26
(2) 採択後の各種事務手続き	27
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	28
(4) R A (リサーチアシスタント) 等の雇用	28
(5) 追跡調査・評価	28
◆法令遵守、研究不正への対応	28
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	28
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点	30
(3) 研究不正への対応	30

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「活性化法」という。2023 年 4 月 1 日改正法施行）第 34 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定によって定められた指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、S B I R 推進プログラムの補助事業について、研究開発を行う事業者を民間企業等から以下の要領で募集します。

本事業は、2026 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、支払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名：2026 年度「S B I R 推進プログラム」（連結型）

2. 事業の概要

（1）背景

本事業は、活性化法第 34 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定によって定められた、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等¹の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として、内閣府が司令塔となって、省庁横断的に実施する「S B I R (Small/Startup Business Innovation Research) 制度（日本版 S B I R 制度）」の一翼を担うものです。

（2）目的

本事業は、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（2021 年 3 月 26 日閣議決定）、「未来投資戦略 2018」（2018 年 6 月閣議決定）、成長戦略実行計画（2020 年 7 月閣議決定）等の政策に基づき、内閣府ガバナリングボードにより決定された研究開発課題に取り組む研究開発型スタートアップ等が実施する研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的とします。

（3）事業の内容

本事業では、年度毎に、国の設定する研究開発課題について、以下のフェーズ 1 及びフェーズ 2 で事業化に向けて取り組む研究開発に対して補助します。

連結型である本公募においては、フェーズ 1 のみ公募を行います。

	フェーズ 1	フェーズ 2
応募者像	対象となる研究開発課題を解決するための明確な構想を持ち、自社の技術シーズを発展させ、事業化に取り組もうとするスタートアップ等	フェーズ 1 の成果等を前提とした実用化開発を行い、事業化を実現することにより政策課題を解決しようとするスタートアップ等

¹ 活性化法第 2 条第 14 項に規定する中小企業者又は事業を営んでいない個人（研究者等）であって研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。

取組みの内容	対象となる研究開発課題の解決に資する技術シーズを有するスタートアップ等が、事業化に向けて必要となる基盤研究のための概念実証(POC) ² 及び実現可能性調査(FS) ³ を実施する POC 及び FS を通じて有望な事業化計画書(ビジネスモデル、収益計画、VC 調達計画等を含む)を練り上げる	対象となる研究開発課題の解決に資する技術シーズを有し、POC・FSを完了しているスタートアップ等が、事業化に向けた研究開発を実施する。
ゴール	POC 及び FS を通じた事業化に必要な技術的課題が明確となり、かつその一部について明確な進展があること 有望な事業化計画書が策定できていること	事業化に必要な技術的課題の大部分が解決している、或いは目途が立っていること 事業化に向けた具体的な体制が構築できている、或いは目途が立っていること（フェーズ2終了から5年以内の事業化を目指す）

本事業において事業化とは、事業終了後に生産・販売等を開始することにより、継続的に売上げが発生することを指します。

また、本事業では、優れた研究開発課題を継続的に支援することを目的に、ステージゲート審査を活用して、次フェーズへの移行の可否を判断する段階的な審査方法を導入します。具体的には、フェーズ1からフェーズ2へ、ステージゲート審査を経て移行することが可能です。

原則として、フェーズ1に採択された場合は、フェーズ1の事業終了時に、関係府省庁又はNEDOによるフェーズ2へのステージゲート審査を実施いたします。研究開発課題ごとのステージゲート及びフェーズ2実施機関については、「別紙；令和8年度SBIR省庁連結型のトピックについて」をご確認下さい。

なお、NEDOによるステージゲート審査を通過して次フェーズに移行した場合は、継続した事業を実施する観点から、次フェーズへ移行した後の研究開発においても、原則として採択年度の公募要領が適用されます。

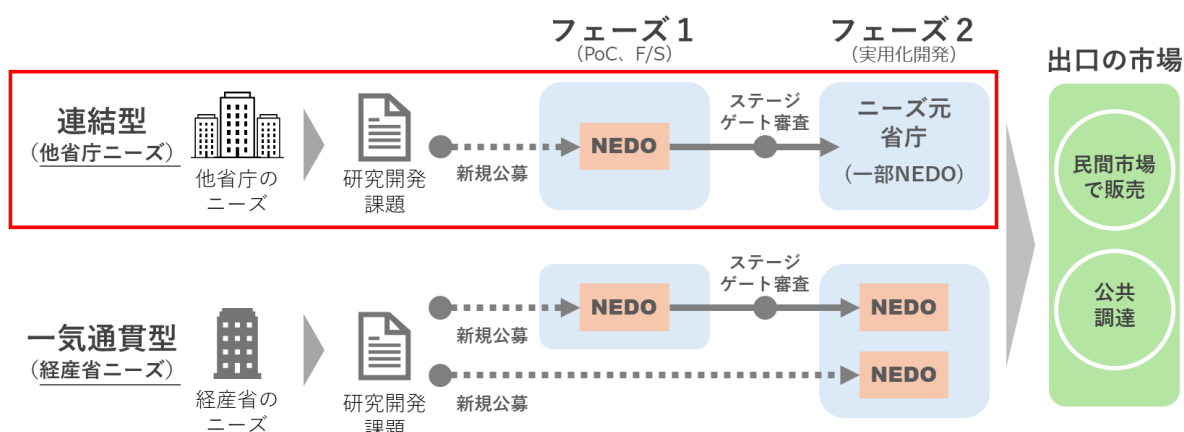
(4) 事業期間

フェーズ1：交付決定日～2027年3月31日まで

² 「概念実証(POC: Proof of Concept)」とは、技術シーズの原理確認又は市場でのニーズ確認の実証を行います。

³ 「実現可能性調査(FS: Feasibility Study)」とは、新製品や新事業に関する実行可能性や実現可能性を検証するための調査です。具体的には、科学的・技術的メリットの具体化と、研究開発の実施、技術動向調査、市場調査、ビジネスプランの作成等を行って、事業の実現可能性の目途を付けることです。

(5) 事業スキーム図



(6) 交付規程、実施体制について

本補助事業は、NEDOが別途定める「S B I R制度補助金交付規程」に沿って実施します。本公募要領と合わせてNEDOホームページよりご確認ください。

また、本補助事業はNEDOが選定する企業等 (以下「補助先」という。) が、「S B I R制度補助金交付規程」に従い、交付申請書の記載事項に基づいて実施します。

なお、採択された事業者は「S B I R制度補助金交付規程」に基づき、交付申請書を作成していただきます。

①共同提案について

本事業では、「3. 応募要件」の要件を満たす1者若しくは複数者での体制で、事業を実施していただくことが可能です。複数者の体制で提案する場合、これを共同提案といいます。1者での体制における当該提案者、及び、複数者での体制において代表となる提案者を、代表提案者としします。また、複数者での体制における、代表提案者以外の提案者を、共同提案者といいます。代表提案者及び全ての共同提案者は、「3. 応募要件」の要件を満たし、提案時に各提案者間の役割分担を明確にする必要があります。

なお、申請する費用は、原則として、代表となる者の費用が、全体の対象費用の50%以上とする必要があります。

②共同研究について

本事業では、国内の学術機関等及び一般財団法人、一般社団法人に限り共同研究を行うことが可能です。(学術機関等とは、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関⁴をいいます。) 共同研究とは、補助先が事業の一部を第三者と共同で実施するものであり、事業の一部、又は全部を一括して委託⁵することは認めていません。実施に当たっての基本的な考え方、留意点などは、最新版の「課題設定型産業技術開発助成事業 事務処理マニュアル (以下「事務処理マニュアル」)」「Ⅷ.委託費・共同研究費」をご確認ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2025.html

⁴ これらに準ずる機関とは、公益法人等の公的性格を有する機関であり、かつ、定款に事業として「研究」を含むものであってNEDOが認めるものを指します。

⁵ 補助先が仕様を提示する場合は、研究開発予算内で「外注」を行うことが可能です。

(7) 本事業の補助対象費用について

本事業の補助対象となる費用は、本事業で実施される研究開発に直接必要な費用のうち、本事業のためだけに使用する機械装置等費、労務費、その他経費、間接経費及び共同研究費です。本事業以外の事業でも使用するものは、対象外です。詳細は、「8.対象費用の詳細」を参照してください。

3. 応募要件

(1) 対象事業者の要件

提案者（代表提案者及び共同提案者）は、次の①～⑧の要件を満たすことが必要です。

- ①日本に登録されている中小企業等であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。（ここでいう中小企業等は、以下⑥に示す「中小企業者」又は「中小企業としての組合等⁶」を指し、財団法人、社団法人、NPO 法人を含まない。）

なお、「中小企業としての組合等」の場合は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

ア.技術研究組合の場合は、直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であること。

イ.組合として事業遂行能力を有すること。

ウ.研究者が 1 人以上かつ組合従業員の 10%以上又は試験研究費等が事業費の 3%以上であること

- ②原則設立 15 年以内の革新的な研究開発を行うスタートアップ等であること。ただし、技術の態様や調達ニーズ等に応じて、個別に対応することがあります。

- ③補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

- ④補助事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の資金調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

- ⑤補助事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

（原則本研究を実施する研究員が、自身の所属機関の経理責任者、経理担当を兼務しないこと。）

- ⑥活性化法第 2 条第 14 項等に定められている以下の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業であって、みなし大企業に該当しないもの、且つ、直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないもの。

主たる事業として 営んでいる業種 * a	資本金基準 (資本の額又は出資 の総額) * b	従業員基準 (常時使用する従業 員の数) * c
製造業、建設業、運輸業及びその他 の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下

⁶ 「中小企業としての組合等」とは、以下イ、ロ、のいずれかに該当する組合等を指します。

イ 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が⑥の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの。

ロ 特許法施行令 10 条第 2 号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記 3 業種を除く）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

*a 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

*b 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

*c 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、本事業において、みなし大企業とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものを指します。

ア.発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業⁷の所有に属している企業

イ.発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属している企業

ウ.資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業

エ.連結決算ベースで上表の「資本金基準」及び「従業員基準」の双方を満たさない法人

オ.大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が 100%の子会社又は孫会社

⑦本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

⑧反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

（２）対象となる研究開発課題

本公募の対象は、以下に記載した研究開発課題の解決に資する研究開発とします。

提案にあたっては、公募ホームページに掲載の各課題「研究開発課題説明資料」および「別紙：令和 8 年度 SBIR 省庁連結型のトピックについて」をご確認下さい。なお、両資料間で記載内容に違いがある場合は「研究開発課題説明資料」を優先いたします。

⁷ 本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

研究開発 課題番号	ニーズ元 省庁	研究開発課題名
1.	総務省	Beyond 5G の実現、同技術を活用したサービスの社会実装・市場展開を見据えた研究開発
2.	厚労省	障害者の自立や社会参加を促進する汎用的な支援機器の開発
3.	農水省	中小食品工場向け生産性向上に資するスマート化技術の開発
5.	国交省	海事分野の DX 推進、生産性向上、労働負担軽減、安全・安心の確保等に資する研究開発
6.	国交省	GX 推進・脱炭素をはじめとした海事分野の環境課題の解決に資する研究開発
7.	環境省	AI×資源循環 DX による廃棄物処理技術の開発
8.	環境省	ブルーカーボン吸収源対策に資する技術の開発
9.	環境省	衛星観測データを活用した環境課題解決に資する技術の開発
10.	環境省	気候変動適応に資する早期警戒システム技術の開発
11.	警察庁 消防庁	地中の埋設物や要救助者の探索に資する次世代防災・救助支援技術の開発
12.	消防庁	次世代消火技術の研究開発

※研究開発課題番号「4」は実施機関が JST（国立研究開発法人 科学技術振興機構）のみとなるため本公募要領では対象外となっております。

本事業では、採択事業者が抱える様々な課題を解決するための各種支援を行います。また、ニーズ元省庁を交えた進捗報告会等を実施します。

（３）補助対象費用

補助の対象となる費用は、S B I R制度補助金交付規程第 6 条に示すとおりです。詳細は、「8. 対象費用の詳細」をご確認下さい。

(4) 補助率、事業形態及び補助金の額

	フェーズ 1
N E D O 補助率	100%
事業形態	補助
補助金の額	原則として、1 テーマあたり 1,500 万円以内

(補助金額は、審査の結果を踏まえ提案書記載額等から減額することがあります。)

(5) 実施要件

本事業は、採択後、「S B I R 制度補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、N E D O が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き：「S B I R 制度補助金交付規程」交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_SBIR.html

補助事業の手続き：「事務処理マニュアル」

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2025.html

4. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

本公募要領に従って提案書類を作成し、公募期間（2026 年 3 月 16 日（月）～2026 年 4 月 3 日（金）正午まで）内に、電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。

持参、郵便、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、N E D O から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】2026 年 4 月 3 日（金）正午

※提出期限までに提出できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効となります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、所定の提案書様式に従って記入してください。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXgoMAH?wfid=a0XJ2000006hVaWMAU>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

① 本提案においては、NEDO の「S B I R 制度補助金交付規程」に同意することが提案の要件です。なお、「S B I R 制度補助金交付規程」が変更された場合は、最新のものを用います。「S B I R 制度補助金交付規程」の詳細につきましては、以下の Web ページを参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_SBIR.html

② 提出書類は日本語で作成してください。

③ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識等を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、必要に応じて、用語解説など添付すること。

④ 「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。

⑤ 提案内容に関する研究開発課題について、各研究開発課題のニーズ元省庁より不適合と判断された提案書についても受理できません。

⑥ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

⑦ J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。

⑧ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。

⑨ 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない 等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

⑩ J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けなくてもください。

⑪ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑫ 公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力进行

めていますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ②提案の概要（300 文字以内）
- ③提案内容、手法のポイント（600 文字以内）
- ④責任者名（所属部署・職名含む）（法人毎に列記。委託事業の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む）、補助事業の場合は主任研究者）
- ⑤利害関係者（※）

（※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 提案に必要な書類等の作成

①提出書類

<提出書類>

以下のリストに沿って書類を準備し、必ず内容確認し提出してください。必要書類に不足、不備がある場合は不受理とします

提出書類名	提出形式	代表 提案者	共同 提案者	共同 研究先
1. 提 案 書 <研究開発に関する情報>				
1-1. 提案書	Excel	○	—	△
1-1. 提案書（共同提案者用）	Excel	—	△	△
1-2. 補助事業実施計画書	Power Point	○	—	—
1-3. プレゼンテーション動画	MP4	○	—	—
2. 添付資料 <会社に関する情報>				
2-1. 直近3年分の決算報告書	PDF	○	○	—
2-2. 履歴事項全部証明書 (全部事項証明書)	PDF	○	○	—

○＝提出が必須となります。

△＝提出は代表提案者がまとめて行ってください。各共同提案者・共同研究先は必要事項の入力を行ってください。

【留意事項】

1-1.は、共同提案者・共同研究先がある場合は、提案書の提出は代表提案者のみとなりますが、共同提案者、共同研究先に関する情報についても入力が必要です。

共同提案者がある場合は1-1 提案書（共同提案者用）を提出してください。

1-3.は、提案書の補足資料として使用します。提案内容について、1-2. 補助事業実施計画書の中から、特にアピールしたい事項を中心に10分程度の内容で作成してください。ファイル形式はMP4(100MB以内)としてください。1-3「プレゼンテーション動画」の提出は、受理通知後N E D Oの3営業日以内に指定の方法で提出してください。

2-1.は直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書（製造原価報告書がない場合は、提出不要です。）、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）

（※）「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や経営者面談を求める場合があります。

②必要書類の入手先

提出に必要な書類等のうち、以下の資料は、NEDOホームページの「公募情報」の当該事業ページから「2026年度「SBIR推進プログラム」（連結型）応募資料一式」でダウンロードすることができます。

1-1.フェーズ1 提案書

1-1.フェーズ1 提案書（共同提案者用）

1-1-1.フェーズ1 開発スケジュール及び支出計画

1-2.フェーズ1 補助事業実施計画書（blankフォーム）

その他の提出資料である「2-1. 直近3年分の決算報告書」、「2-2. 履歴事項全部証明書」につきましては、取得した文書をPDFファイルにしてアップロードしてください。

なお、ダウンロードしたファイル形式と、提出するファイル形式が異なる場合がありますので、

①提出書類で指定されたファイル形式で提出してください。

5. 採択先の選定

（1）審査の方法

外部有識者による採択審査委員会（事前審査）とNEDO内に設置する契約・交付審査委員会（本審査）の二段階で審査します。

まず、提出された提案書をもとに、外部有識者による事前書面審査、採択審査委員会（プレゼンテーション審査）を行い提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる補助事業者候補を選定します。

事前審査の一環として、財務状況等のヒアリングや資料の追加等を依頼することがあります。また、採択審査委員会開催の日時及びプレゼンテーションに関する内容等については、対象となる提案者の「連絡責任者」にNEDOから連絡致します。なお、その連絡から審査日までの期間が1週間程度となる場合があります。

続いて、採択審査委員会の結果を踏まえ、契約・交付審査委員会（本審査）ではNEDOが定める基準等に基づき、最終的な実施者を決定します。

補助事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには、一切応じることができませんのであらかじめご了承ください。

（2）採択審査委員会（事前審査）の審査基準

①技術審査

技術優位性及び新規性、研究開発体制、開発目標の適切性、費用計上の適切性等の観点から課題解決の基となる技術面を審査。

②事業化審査

事業化に向けた課題の妥当性、開発製品の市場適合度、研究計画(課題・解決手段)の妥当性、事業化に向けた資金計画の妥当性等の観点から事業化面を審査。

③その他

採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世

代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

・賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。事業年度のタイミングによっては、賃上げの対象年度が前後することは可とします。また、共同提案者を含む提案の場合、加点対象となるのは代表提案者が表明した場合のみとします。

(3) 契約・交付審査委員会(本審査)の審査基準

補助金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

①提案書の内容が次の各号に適合していること。

- i 補助事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
- ii 補助事業の方法、内容等が優れていること。
- iii 補助事業の経済性が優れていること。

②補助事業における補助事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

- i 関連分野の事業に関する実績を有すること。
- ii 補助事業を行う人員、体制が整っていること。
- iii 補助事業の実施に必要な設備を有していること。
- iv 経営基盤が確立していること。
- v 補助事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(4) 採択先の公表及び通知

①採択された事業については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2026年6月上旬～中旬を予定しています。

②採択された事業に関しては、提案者名、補助事業の名称及び補助事業の概要をNEDOのウェブサイト公表します。また採択審査委員(評価者)の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイト公表します。

③NEDOが、必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

④採択した案件に関しては、事業者名(共同提案者を含む)、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。不採択とした案件の事業者名(共同提案者を含む)は公表いたしません。

⑤採択に当たって条件(予算や体制の変更、経費の支払方法等)を付す場合があります。

(5) スケジュール

内 容	日 程
公募開始	3 月 16 日(月)
公募説明会	3 月 24 日(火)
公募締切	4 月 3 日(金)正午
事前審査（書面審査）	4 月中旬～5 月上旬（予定）
経営者面談	5 月中旬（対象者のみ）
事前審査（プレゼンテーション審査）	5 月中旬～下旬(対象者のみ)
本審査	6 月上旬
補助先の決定	6 月上旬～中旬(予定)
採択・不採択通知	6 月上旬～中旬(予定)

なお、上記スケジュールの公募期間については、状況等により延長する場合があります。公募期間を延長する場合は N E D O ホームページにてお知らせします。

(6) 採択後の手続きについて

採択後、事業を開始までには補助金交付申請書の作成及び補助金交付決定手続きが必要となります。

補助金交付決定手続きについては、N E D O が発出する「採択通知」の発出日から、原則 3 カ月以内に手続きを完了していただく必要があります。

採択者の責めに帰す事由により補助金交付決定手続きの完了までに 3 カ月以上を要する場合は、採択を「辞退」いただく場合があります。

6. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。

なお、説明会はオンラインで行います。出席希望の事業者は、以下の URL より、所属先名、出席者氏名、出席者の連絡先(E-mail アドレス等)、応募を検討されている課題番号を入力いただき、お申し込みください。

日時：2026 年 3 月 24 日（火）9 時 00 分～10 時 00 分

開催方法：ウェビナーにて開催

以下よりお申し込みください

申し込み先：<https://events.teams.microsoft.com/event/288b38b4-5452-42b9-8c0b-04774111543a@513294a0-3e20-41b2-a970-6d30bf1546fa>

7. 重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

8. 対象費用の詳細

補助の対象となる費用は、本事業のためにのみ使用される機械装置等費、労務費、その他経費、間接経費及び共同研究費です。

費目毎の内容は、以下の（１）～（５）とおりです。詳細につきましては、「事務処理マニュアル」を十分ご確認の上、経費計上を行ってください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2025.html

（１）Ⅰ．機械装置等費

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うために必要な経費

なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や期間の目途等を確認の上、場合によっては、修正を求めることがあります。

2. 機械装置等製作・購入費

補助事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費

3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として、価値を高め、又は、耐久性を増す場合)、修理(主として、現状を回復する場合)に必要な経費

なお、保守費の計上対象は、N E D O補助事業費で購入し、かつ、当該研究開発に使用するための装置に限ります。また、改造費についてはN E D O補助事業費で購入した装置等以外も計上対象となりますが、改造部分の取り外しが可能等、改造部分が明確に区別できる場合に限ります。

（２）Ⅱ．労務費

1. 研究員費

補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費

2. 補助員費

補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記研究員費に含まれるものを除く。)

なお、研究員、補助員の本補助事業で使用する労務費単価は、「時間単位」とします。労務費単価は、原則として、健保等級から、N E D Oが定めるルールに基づいて算出します。健保等級適用者以外の労務費単価については、N E D Oが別途定めるルールに基づいて算出します。

（３）Ⅲ．その他経費

1. 消耗品費

補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費

2. 旅費

補助事業を実施するため、特に、必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費、学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示してください。

3. 外注費

補助事業の実施に必要な加工、分析、部品／ソフトウェア製作等の、請負外注に係る経費ただし、研究開発要素がある業務は、外注することができません。

4. 諸経費

前述の1. ～ 3. のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等

(4) IV. 間接経費

本事業では、事務的経費等の直接経費で計上できない経費を間接経費の対象としています。間接経費は、(1) I. 機械装置等費、(2) II. 労務費、(3) III. その他経費の合計に、間接経費率 10% を乗じて算出してください。

(5) V. 共同研究費

本事業のうち、共同研究契約等に基づき国内の共同研究先が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述の(1) ～ (4) に定める項目に準じます。

なお、学術機関等における共同研究費については、S B I R 制度補助金交付規程第 6 条第 2 項に基づき定額補助します(N E D O が当該共同研究費を各技術開発フェーズの補助率に関わらず 100% 負担します)。ただし、一般財団法人及び一般社団法人等を共同研究先として登録する場合、これらの機関には提案フェーズに応じた補助率が適用されます。

①共同研究を行う場合には、予め交付申請書に記載することが必要です。

②共同研究先の補助対象費用額は、原則として補助対象費用の総額の 50% 未満です。

③共同研究費を計上する場合は、費目別の内訳を提示してください。その際、以下のア. ～ ウ. にご留意ください。

ア. 補助事業者の従業員が共同研究機関に出向する場合には、当該出向者の労務費は共同研究費の中で計上することはできません。

イ. 学術機関等の共同研究機関が購入する機械設備等の費用は、共同研究費の中で計上することができますが、この場合「共同研究の期間は、当該設備を補助金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約書に挿入してください。

ウ. 共同研究機関で発生する間接経費は(1)機械装置等費、(2)労務費、(3)その他経費の合計に、以下の間接経費率を乗じて算出してください。ただし、学術機関等以外の共同研究機関（一般財団法人及び一般社団法人等）については間接経費を計上することはできません。

業者の種別	間接経費率
大学・国研等 国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人	30%

④共同研究契約を締結するに当たり、以下のア.～エ.にご留意ください。

ア.共同研究契約書の中に、「“共同研究先機関名”（以下「甲」という。）と株式会社Y（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が補助する“事業名”の一環として、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。」及び「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない」の旨の文言を記載してください。

イ.補助事業者は、共同研究契約締結時に共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究機関から予め積算内訳(支出計画)を入手しておいてください。

ウ.共同研究契約の締結は交付決定日以降とし、実施期間は補助事業期間内とします。

エ.共同研究機関から必ず経費発生調書又は決算報告書、収支報告書の提出を求めてください。

9. 費用計上における留意事項

（１）経費計上の留意事項

①機械装置等費

土木・建築工事費は、補助の対象が限定されています。以下の点にご留意ください。

ア.特殊な環境を必要としない施設整備は、対象外となります。

イ.クリーンルームは、必要最小限に限ります。

ウ.プラントを覆う建物は、対象外（毒物等を取り扱う場合を除く）となります。

エ.撤去費の計上は、原則として、認められません。但し、研究開発の実施において、NEDOが必要と認めるものについては、計上を認める場合があります。詳細は、NEDO担当者にご相談ください。

②労務費

「事務処理マニュアル」では、研究員（登録研究員）は、4つに区分されていますが、本事業で労務費を計上する場合には「エフォート専従者」は選択できません。

このうち、健保等級適用者は、必要に応じて対象者の「被保険者標準報酬決定（又は改定）通知書」の提示又は閲覧を求めることがあります。

また、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。

なお、NEDOの判断により、必要に応じ補助先における過年度分の支払実績等を確認、考慮のうえ補助事業開始時等にNEDOによる確認を受けた金額を適用することとします。

③計上基準

本事業では、労務費以外の計上基準は、支払ベース(実績主義)のみとし、労務費は、検収ベース(発生主義)としています。ただし、共同研究費については、検収ベースで計上することも可能です。

④月次経理業務

原則、毎月中旬を目途に前月分までの従事日誌（労務費の計上がある場合）及びNEDO

が求める書類（月報、労務費積算書、予算執行状況調査表等）の提出を行っていただきます。

（２）補助事業の事務処理について

①補助事業の事務処理について

補助事業の事務処理については、NEDOが提示する「事務処理マニュアル」に準じますが、一部運用が異なる部分があります。本事業では、マニュアルよりも、本公募要領の内容を優先します。

補助事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

②事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではありません。）

（３）補助金の支払いに関する留意事項

本事業では、概算払（補助期間の中途における補助金の支払い）は「実績払」となります。当該支払方法については、事務処理マニュアルに記載のとおりとなりますが、詳細等は以下のとおりです。

①請求機会

通常の年４回の請求機会に加え、毎月の請求を可能とします。

②請求対象

当月分の請求対象額は、事業者における前月末までの支払済額（労務費については発生済額）とします。ただし、支払が行われていたとしても、当該費用に係る検収を終えていないものは、原則、請求対象には含められません。

③請求時に必要なもの

- ・概算払請求書
- ・経費発生調書
- ・月別項目別明細表（労務費については労務費積算書）

なお、NEDO担当者から必要に応じて実績払の対象費用に係る発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる書類（エビデンス）等の提出等を追加で求める場合があります。

④留意点

- ・実績払のための経費発生実績の確認は検査とは異なりますので、当該費用の計上の確定とはなりません。
- ・NEDOでの確認の結果、請求額を調整させて頂く場合があります。

10. その他

(1) 補助事業の遂行により生じる副生物等について【収入が生じた場合には収入額を控除】

補助事業を遂行する中で、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品、金属等の有価物が副生物として発生する場合のほか、交付申請書の事業内容に計画されたユーザー評価のためのサンプル提供などにより、補助事業者収入がある場合は、以下の手続を行います。

Step1: 当該収入を得るために要した経費の補助対象費用(費目)を選択

Step2: 「月別項目別明細表」に当該収入額(消費税抜額)を控除※して計上

※当該収入を得るために NEDO 事業外で支出した費用について合理的に説明できる場合は、その額を加味して算出することが可能です

(2) 補助期間中のイベント、アンケート・資料提出対応等について

補助期間中は、適宜、イベントへの協力、アンケート、資料提出等を求める場合があります。

(3) 提案実績・採択実績の利用

制度改善に向けて、提案者に対してヒアリング・アンケートを実施する場合があります。また、申請実績・採択実績を利用することがあります。

(4) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱いについて

本事業の目的は、あくまで研究開発を主眼としているため、事業期間中は、その成果品（有形、無形を問わない）を販売することは認められません。したがって、外部機関における技術評価を目的とした成果品の提供であっても、対価を得て提供すること（有償サンプルや有償デモ等）や、成果の一部分を使って収入を得ることは、原則として認められません。

(5) S B I R制度による支援措置について

本事業は、日本版 S B I R制度において、指定補助金等及び特定新技術補助金等の指定を受けている事業です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業等は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記 URL をご参照ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/blank-5>

(6) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、S B I R制度補助金交付規程第 9 条第 1 項二十一号及び第 23 条第 4 項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ①本事業の成果、事業化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に N E D O に内容の報告と確認が必要です。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行ってください。
- ②報告の方法は文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。そ

の際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。

③公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとします。

④前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークおよび内閣府SBIRロゴを使用することができます。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

(7) NEDO公式SNSについて

以下リンクのNEDO公式SNSをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをSNSで確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(8) NEDO事業に関する業務改善アンケートについて

NEDOでは、NEDO事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先のNEDOホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

11. 問い合わせ

本事業の内容に関するお問い合わせは、**2026年3月27日(金)17時迄**に限り、以下の問い合わせ先より、原則、E-mailのみ受け付けます。回答には土日祝日を除き2～3日要する場合があります。なお、審査に関するお問い合わせには応じられません。

[問い合わせ先]

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

スタートアップ支援部

SBIR推進プログラム事務局

E-mail : jp_sbir_promotion_program@pwc.com

【別紙】重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

①研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。
補助事業の場合は、補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定) や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。
また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注 1)、又は「過度の集中」(注 2) が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注 1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や補助金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※)。)が不

必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注 2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機

関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又は NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

（４）資金調達の留意点

補助の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、事業開発や市場調査に係る下記の経費であって、事業開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する（汎用のもの、この事業以外にも使用するものは補助対象外です）機械装置等費、労務費、その他経費及び委託・共同事業費です。また、本事業に係る消費税や本 NEDO 事業では計上が認められない汎用品の経費、運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。

審査の過程で補助金の自己負担分の状況を確認させて頂くことがあります。

（５）株主変動の連絡について

当事業の提案書の提出日以降、事業終了までに提案者の株主に変更が発生する場合には、可及的すみやかに、かつ事前の NEDO への連絡を求めます。なお、交付決定を受けなかった場合は、不採択通知の受理など本事業での事業開発への不着手が確実となるまでの間、連絡を求めます。

（６）「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

（７）EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時までに提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果

検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

- (※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(8) 提出書類の情報の取り扱い

N E D O は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

N E D O は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。N E D O が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。N E D O 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(2) 採択後の各種事務手続き

①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、GビズIDを用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

GビズIDの詳細は、GビズIDホームページをご確認ください。

【参考】NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

GビズID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDOからの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ずe-Rad上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Radの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめてe-Rad上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO事業実施の際のe-Radの手続きについて」の情報をご確認ください。

その他e-Radについては、e-Radポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO事業におけるe-Radの手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Radポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

③資産の取り扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

④事業化状況報告書

採択された事業にあっては、補助事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。事業化状況報告書の提出は交付にあたっての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実な対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

（３）大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

（４）RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

（５）追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

◆法令遵守、研究不正への対応

（１）安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表

第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からNEDOが求めた場合には、NEDOが指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じること

とします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。)(※1))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17

号。N E D O策定。以下「研究不正機構達」という。(※2))に基づき、N E D Oは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：N E D Oウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a.本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、N E D Oの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、N E D Oの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からN E D Oに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. N E D Oは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b.過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c.N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口

N E D Oにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html